

山口県報

平成24年
3月27日
(火曜日)

目次

告示	—
全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更(財政課)	—
対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示の一部改正(自然保護課)	—
特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示の一部改正(自然保護課)	—
特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除(自然保護課)	—
山口県卸売市場整備計画の公表(流通企画室)	—
保安林予定森林(防府市)(森林整備課)	—
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	—
道路の区域の変更(道路整備課)	—
道路の供用の開始(道路整備課)	—
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	—
公告	—
鳥獣保護事業計画の公表(自然保護課)	—
特定鳥獣保護管理計画の公表(三件)(自然保護課)	—
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	—
漁調委告示	—
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	—

山口県告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によるものとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、全国自治宝くじ事



務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更した。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約
第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。
第六条中「九人」を「十人」に改める。

附則

1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
2 この規約による変更後の規約(以下「変更後の規約」という。)第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

二 西日本宝くじ事務協議会規約の変更

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約
第三条中「及び岡山市」を「、岡山市及び熊本市」に改める。
第六条中「二十一人」を「二十二人」に改める。
第十七条第二項中「及び岡山県」を「、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附則

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県告示第九十二号

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する告示(平成十九年山口県告示第五百十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

三 猟法を禁止する期間に関する部分中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

山口県告示第九十三号

特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示(平成十六年山口県告示第五百四十五号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

イノシシの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

ニホンジカの二 捕獲等をする期間を延長する区域に関する部分中「下関市、長門市及び美祢市」を「山口県」に改める。

ニホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

山口県告示第九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限を解除し、平成二十四年四月一日から施行する。

特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する告示(平成二十年山口県告示第五百十八号)は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 イノシシ

二 捕獲等の禁止を解除する猟法 くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。)の架設

三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の全域

一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 ニホンジカ

二 捕獲等の禁止を解除する猟法 くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、か

つ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。)の架設

三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の全域

一 捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣 ニホンジカ

二 捕獲等の数の制限を解除する区域 山口県の全域

三 捕獲等の数の制限を解除する期間 平成二十四年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで

山口県告示第九十五号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六条第一項の規定により、平成二十七年年度を目標年度とする山口県卸売市場整備計画を定めたので、次の要領により公表する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 山口県卸売市場整備計画の内容

縦覧に供する山口県卸売市場整備計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部流通企画室

山口県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

防府市大字下右田字片山一九の一・一九の二・一九の六から一九の八まで・二〇の二から二〇の五まで・五九・一六〇の一・一六一の一から一六一の七まで・一六二の一・一六二の二・一六二の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十四年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。))に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。))

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)(第九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。))

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」

という。)(で、平成二十二年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。))を受け、資格審査申請時まで国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの数値が、次に掲げる建設工事の種類に同じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

(1) 土木一式工事 九百

(2) 建築一式工事 八百

(3) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。)(で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)(以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高

イ 審査基準日の属する事業年度の決算(以下「基準決算」という。)(における自己資本の額

ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 基準決算における流動比率

イ 基準決算における自己資本固定比率

ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

(4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(6) 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センターの認証及び登録の有無

(7) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二条第一項に

規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)の策定及び届出の有無

- (8) 会社の合併の有無
- (9) その他の事項

申請日までの営業年数

- (二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十五年三月三十一日までとする。ただし、七の(二)の申請の続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

- (一) 申請の時期は、随時とする。

- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)にあつては登録証明書又は登録通知書の写し

- 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表(別記第二号様式)

- 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書(別記第三号様式)

- 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書(別記第四号様式)

- 5 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

- 6 個人にあつては、誓約書(別記第五号様式)

- 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し

- 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

- 9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し
- 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受

けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

- 11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

- 12 その他知事が特に必要があると認める書類

- (四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十三年財務省告示第四百七号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

- 建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第六号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

- 資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

- 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第七号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名

- (四) 営業所の名称、所在地又は電話番号
- (五) 県内の営業所の新設又は廃止

- (六) 代理人

七 その他

- (一) 特定調達契約により平成二十四年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

- (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十

- 四年度中に平成二十五年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
- (三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三三六二九)にすること。

別記

第1号様式(その1)
(建設業者の場合)

受付番号	様
------	---

山口県知事 様

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

(印)

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (--) 第	号
	年 月 日	工業業 許可
	国土交通大臣 知事 許可 (--) 第	号
	年 月 日	工業業 許可

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記

第1号様式(その2)
(建築関係建設コンサルタントの場合)

受付番号

競争入札参加資格審査申請書

山口県知事様

年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

登録を受けている事業	建設コンサルタント	第 号	年 月 日	登録
------------	-----------	-----	-------	----

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所				
名 称	許 可 を 受 け て い る 建 設 業 又 は 登 録 を 受 け て い る 事 業	所 在 地	電 話 番 号	
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計	箇所			

記入要領

1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。

2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号の記載要領のもの表中の()で示された略号で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

公共測量等経歴書

(公共測量等の種類)

注 文 者	元請又は 下請の区 別	公共測量等の 称	公共測量等 を行う場所 のある都道 府県名	委託料の額 (消費税込み) 千円	着 手 年 月 完成(完成予定)	
					年 月	年 月

記入要領
 / この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技術者経歴書

(公共測量等の種類)

氏 名	生年月日	最終学校		法令による免許等		実 務 経 歴	経 験 年 月 数
		学校名	専 攻 学 科 名	名 称	取得年月日		
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月

記入要領
 / 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること(例…○○大学土木工学科)。
 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること(例…○○建築士等)。
 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 氏名 (印)

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (その1)

(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者) 住所 氏名 商号又は名称 代表者氏名 (印)

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 (代表者)			
成			
員			
希望する工事種別			
希望する工事場所			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 6 号様式 (その 2)
(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

記

共同企業体の名称	許可を受けて いる建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 6 号様式 (その 3)
(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

記

共同企業体の名称	登録を受けて いる事業	登 録 番 号	登 録 年 月 日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第7号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者 2 建設コンサルタント
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人
変 更 の 内 容	変更前 変更後
変 更 年 月 日	年 月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 光上関線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡上関町大字長島字御客屋村五八二の三地先から同郡同町大字字稻積八七六の一地先まで	旧	最 広 狭 一 二 二 ・ 八 〇	九 六 一 ・ 三	
熊毛郡上関町大字長島字御客屋村五八二の三地先から同郡同町大字字先水ケ久保二七の三地先まで	新	最 広 狭 二 〇 四 ・ 〇 九	一 、 二 八 三 ・ 三	上関町道上関白井田線の道路の区域
熊毛郡上関町大字長島字先水ケ久保二七の三地先から同郡同町大字字稻積八七六の一地先まで	新	最 広 狭 一 四 六 ・ 四 〇	一 、 一 九 一 ・ 七	上関町道上関白井田線の道路の区域
熊毛郡上関町大字長島字宮田一二七の五地先から同郡同町大字字浦村二二六一の地先まで	旧	最 広 狭 一 四 三 ・ 五 五	五 、 〇 四 七 ・ 六	終点の変更による。

道路の種類 県道
 路線名 萩三隅線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

萩市三見字草明二一四の一地从先から 同市三見同字二一六の一地从先まで	新	最狭 一〇七・四〇〇	三七・五	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 八八・八〇	三七・五	

道路の種類 県道
路線名 南岩国尾津線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
岩国市南岩国町二丁目六〇四の二三 地先から 同市同町四二一の六地先まで	旧	最狭 二二〇・二〇	九二・二	
岩国市南岩国町二丁目六〇四の一四 地先から 同市同町四二一の六地先まで	新	最狭 二二〇・五〇	九九・二	起点の変更による。
岩国市尾津町二丁目二九五の四地先 から 同市同町四九七の一〇地先まで	新	最狭 二二七・〇〇	一二七・五	終点の変更による。

山口県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
萩三隅線	萩市三見字草明二一四の一地从先から 同市三見同字二一六の一地从先まで	平成二十四年三月二十八日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
南岩国尾津線	岩国市南岩国町二丁目六〇四の二三地先から 同市尾津町二丁目四九七の一〇地先まで	平成二十四年三月三十日

山口県告示第百号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一の表中

宇部市小野市民センター	宇部市小野市民センター	大字小野	大字小野
宇部市消防本部	宇部市消防本部	港町二丁目三番三〇号	港町二丁目三番三〇号

を

宇部市小野市民センター	大字小野	大字小野
宇部市小野市民センター	大字小野	大字小野

に改める。



（九一）鳥獣保護事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における鳥獣保護事業計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 計画の内容

- (一) 鳥獣保護事業計画の計画期間
- (二) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- (三) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- (四) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - (五) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項
 - (六) 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 - (七) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - (八) 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- 二 縦覧の場所
- 山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九二) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

- (一) 特定鳥獣の種類
- (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
- (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九三) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県知事 二井 関 成

- 一 計画の内容
 - (一) 特定鳥獣の種類
 - (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
 - (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 二 縦覧の場所
- 山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九四) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

- (一) 特定鳥獣の種類
- (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
- (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(九五) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成二十三年十一月八日山口県公告（三三〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年三月二十七日から同年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 川棚サンパル
所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十七日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会 長 大 西 一 治

- 一 指示の内容
殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合又は山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第五十条第一項の許可（同規則第三十七条第一項に規定するあさりに係るものに限る。）を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。
- 二 適用海域
山口県瀬戸内海海区
- 三 指示の有効期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

平成二十四年三月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁